

# 就労・就学・介護等の時間が変更になった場合 (2・3号)

【現在の状況例】 **保育短時間で利用中**

父：就労（月150時間勤務） / 母：就労（月70時間勤務）

**ケースA** 就労時間月 120時間以上に（父母両方）

父：就労（月150時間）

母：就労（月130時間）

**申請が必要**

「保育短時間」から「保育標準時間」へ保育の必要量に変更可能となるため

**ケースB** 就労時間が月 120時間未満のまま

父：就労（150時間）

母：就労（90時間）

**原則不要**

母の就労時間が引き続き月 120時間未満のため  
※特例措置に該当する場合を除く

**提出するもの**

- 世帯状況届
- 父母両方の保育の必要性を証明する書類
- **給付認定等変更申請書兼変更届出書**

※世帯状況届の【札幌市からの連絡事項】に記載がある場合は、記載された書類もあわせて提出してください。

**提出先**

**お住まいの区の保健センター  
子ども家庭福祉係**

※保育短時間 ↔ 保育標準時間の変更は、**申請いただいた翌月1日から**となります。

※利用施設を經由してご提出された場合、保健センターへ到着するまでに時間を要し、変更が遅れる可能性があります。

**特例措置について**

就労時間が月 120時間未満のままだでも、いずれかの条件に該当していると保育標準時間に変更することができます。

- ①週3日以上、または月 12日以上、1日7時間以上就労等をしている。
- ②週3日以上、または月 12日以上、就労等の開始・終了時刻どちらか（または両方）が以下の時間に該当している。

保育短時間	8:00~16:00	8:30~16:30	9:00~17:00
開始時刻	8:30以前	9:00以前	9:30以前
終了時刻	15:30以降	16:00以降	16:30以降